

秋田県子ども・子育て支援知事表彰要綱

(趣旨)

第1条 子ども・子育て支援条例（平成18年秋田県条例第72号・以下「条例」という。）第20条の規定により、子ども・子育て支援に関し積極的な活動を行っている団体及び企業等を表彰し、広く周知を図ることにより、子どもが健やかに生まれ、育成される社会づくりを促進する。

(対象)

第2条 表彰の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第19条第1項の規定により、子ども・子育て支援活動計画（以下「活動計画」という。）を知事に提出し、積極的な活動を行っている団体
- (2) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第1項若しくは第4項の規定により、一般事業主行動計画策定の届出をし、子ども・子育て支援に積極的な取組を行っている企業等

(表彰基準)

第3条 表彰の選考基準は、前条第1号に掲げる団体及び、同第2号に掲げる企業等毎に、別に定める。

(推薦・応募)

第4条 次の各号に定めるものは、当該各号に定める団体又は企業等を推薦若しくは、自ら応募することができる。

- (1) 子ども・子育て支援地区協議会は、活動計画の提出のあった団体のうち、表彰基準に相応しいと認められるものを推薦することができる。
- (2) 表彰を受けようとする企業等は、知事表彰応募調書等の提出により、応募することができる。
- (3) 事業者団体等は、表彰に相応しいと認められる企業等を推薦することができる。

(選考)

第5条 知事は、子ども・子育て支援知事表彰の被表彰団体及び企業等の選考に関して必要な事項を調査審議するため、知事表彰選考委員会を置くことができる。

(表彰の方法)

第6条 知事は、表彰団体及び企業等に対し、表彰状等を授与するものとする。

(表彰の時期)

第7条 表彰は、条例第15条第2項に定める子ども・子育て支援月間の8月に行う。ただし、特別の事情がある場合には、この限りではない。

(広報)

第8条 知事は、表彰団体及び企業等の名称及び実績について、ホームページ等により広く県民に周知を図るものとする。

(所掌)

第 9 条 この要綱に関する事務は、秋田県あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課において所掌する。

(補足)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 6 月 18 日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要綱は、平成 22 年 5 月 14 日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要綱は、平成 29 年 4 月 10 日から施行する。